



# 会 議 録

八幡市教育委員会

|      |  |   |
|------|--|---|
| 開催日時 | 平成27年6月26日(金曜日) 午後 2時00分～午後 3時00分                    |   |
| 場 所  | 文化センター3階 講習室5  |   |
| 出席者  | 堀 口 文 昭 (八幡市長)<br>大 隅 久美子 (教育委員長)<br>松 下 順 英 (職務代理者) | 布 目 有希子 (教育委員)<br>橋 本 陽 生 (教育委員)<br>谷 口 正 弘 (教育長)   |
| 事務局  | 教育部長 大 東 康 之<br>教育部付部長 茨 木 章<br>教育部次長 北 和 人          | 教育総務課課長 寺 村 敏 美<br>教育総務課庶務係長 林 左和子<br>教育総務課 大 崎 茂 夫 |

## 1. 開 会

- ・市長あいさつ
- ・教育委員長あいさつ

## 2. 会議の運営について

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (1) 会議の法的根拠について          | 資料1    |
| (2) 設置要領(案)及び傍聴要領(案)について | 資料2. 3 |
| (3) 教育大綱イメージ(案)について      | 資料4    |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 3. 八幡市の教育行政について | 資料5 |
|-----------------|-----|



|           | 内 容   |
|-----------|---|
| [ 事 務 局 ] | 1. 開 会<br>定刻少し前ですが、只今から平成27年度第1回八幡市総合教育会議を開会いたします。それでは、先ず市長からご挨拶を頂きたいと思ひます。   |
| [ 市 長 ]   | 〈市長のあいさつ〉<br>皆さん、こんにちは。定例教育委員会の前ですけれども総合教育会議の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。<br>本日は、大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。ご案内の通り、この4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、これまでの教育委員会の仕組み、また首長と教育委員会との連携強化など教育委員会制度の抜本的な改正が行われました。<br>その中で、首長が会議を招集、設置すると法律で定められておりますので、総合教育会議を本日初めて開催させていただくことになりました。新聞紙面等の傾向を見ておりますと、首長が教育に責任を持ってやっではどうかという、ある意味アメリカ的な主張があったように思ひますが、最終的には教育の中立性は、教育委員会が担当しておりますので、そういう制度そのものは維持すべきだと思ひております。<br>その中で、本日総合教育会議を開催させていただくことになりました。その中で、教育長、教育委員会の組織につきましては、教育長の任期終了までの経過措置が設けられております。<br>しかし、総合教育会議及び大綱策定につきましては、今年度から策定に向けて対応していく必要がございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。<br>総合教育会議は、首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政を進めていくとなっておりますので、今年度は、この総合教育会議をあと2回程度開催し、協議をしながら大綱や重要な施策などを定めてまいりたいと思ひております。これまでも首長には、予算の総合調整権ということで、予算の配分については、首長にあるということで、今まではバランスをとっております。<br>教育内容については教育委員会が責任を持つ形でしたが、それを、新たな首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政を進めたいと思ひております。<br>本日が第1回目の会議でございますので、最初に、会議の運営についての設置要領や傍聴要領を定めまして、次に、教育の指針であります教育大綱のイメージ案について協議していただきます。他に、子どもたちのために重点的に講ずべき施策や緊急性のあるものについても協議、調整をしていかねばなりません。<br>今後とも、この総合教育会議におきまして、教育現場の課題や問題点について、忌憚のないご意見を頂戴してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。<br>それと、事務局に聞いておりますと、教育委員会に実施のお願いをする市町と、市長部局で実施しているところもあるのですが、教育内容に係わることが殆どなので、市長部局の事務を教育委員会にお願ひいたしました。よろしくお願ひします。 |
| [ 事 務 局 ] | 有難うございました。<br>続きまして教育委員長からご挨拶を頂きたいと存じます。  |
| [ 委 員 長 ] | 〈教育委員長あいさつ〉<br>失礼します。<br>ただいま、市長からのお話、本当にありがとうございます。総合教育会議をこのように招集していただきまして、本当に深く感謝しております。<br>教育委員会改革につきましては、私たちも随分長い間勉強させていただきました。   |



そして、こういう形で、教育委員会サイドで事務局を持って頂いて、非常に感謝しております。

市長が、八幡市が京都府一の学力を目指すことを掲げていただきました事について、事務局も私達も、随分色々研究し勉強させていただきました、また、市長が付けていただく心温かい予算を使わせていただいて、随分学校現場は落ち着きを取り戻してきたのではないかなと感じております。この事は、さらに八幡市の教育が発展していけば良いなど感じるとともに、市長の目指す京都府一の学力を持てるような子どもたちがどんどん育つよう、私たちも日夜努力いたしておりますので、これからも、どうぞよろしくお願いいたします。

ご挨拶として、まずは、沢山の教育施策に関しての温かいご配慮について感謝申し上げます。この会議が第1回目を開催されました事、本当に嬉しく思っております。生の声を教育委員がそれぞれお届けさせていただくと思っておりますので、その事も鑑みていただいて、より良い教育施策に尽力してまいりたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

[事務局] 有難うございました。

それでは、これより議題に入りますが、会議の進行役を市長にお願いしたいと存じます。市長よろしくお願いいたします。

[市長] それでは、次第に則りまして、「2 会議の運営について」ご協議願いたいと思っております。お配りしております資料のとおり、(1) 会議の法的根拠について (2) 運営要領(案)及び傍聴要領(案)について、(3) 教育大綱イメージ(案)について、の3点となっております。まず、資料1の「総合教育会議の法的根拠」について、事務局から説明願います。

[事務局] それでは、総合教育会議の法的根拠について、ご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。上の表は、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の中から抜粋いたしました総合教育会議の概要でございます。総合教育会議は首長が設置、招集し、その会議の構成員は、首長と教育委員会であるということが書かれております。

また、協議調整する事項については、大綱を策定する事や重点施策、重大事案に係る緊急措置についての協議調整をすると書かれております。

また、総合教育会議は原則公開として会議録も作成し、公表する努力義務があるということが書かれております。会議の運営につきましても、総合教育会議で定めると書かれております。

中段以降は、大綱の策定と総合教育会議に関する法律内容でございます。大綱の策定等には、大綱は総合教育会議で策定し、変更したときも含め、公表しなければならないと規定されており、総合教育会議につきましても、上の段の表の法律内容が書かれております。

以上でございます。

[市長] どうも有難うございました。

ただいま、事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見、ご質問がございますでしょうか。第1条の4(2)の緊急の場合に講ずべき措置とは、どういう事が入るのですか。

[事務局] これは、恐らくいじめ等の事案についての出席停止等の措置だと解釈しております。

[市長] はい、有難うございました。他に何かございますか。

[委員長] これで、良いと思えます。

[市長] 有難うございました。続いて(2)八幡市総合教育会議設置要領(案)及び傍聴要領(案)について、説明をお願いします。

[事務局] ご説明させていただく前に、この法律において、総合教育会議の運営に関し必要な



|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>事項については、総合教育会議で定めることとなっておりますので、設置要領(案)と傍聴要領(案)を提案させてもらうものでございます。</p> <p>それでは、お手元の資料2 総合教育会議設置要領(案)についてご説明させていただきます。第2条では、大綱の策定、重点施策や重大事案に係る緊急措置について、協議調整する事項を規定しております。第3条構成員、第4条では、会議の招集方法などについて、第5条では、学識経験者などからの意見招集が可能であること、第6条では、会議の公開や非公開について、また第7条では、非公開とする議題を規定しております。第8条では、会議録の記載事項や公開方法を規定しております。以上でございます。</p>  |
| [ 市 長 ]   | <p>八幡市総合教育会議設置要領(案)について、ご質問・ご意見がございますか。なければ、この要領は本日付で施行いたします。</p> <p>続いて、資料3. 八幡市総合教育会議傍聴要領(案)について、説明をお願いします。</p>  |
| [ 事 務 局 ] | <p>資料3. 八幡市総合教育会議傍聴要領(案)について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料3をご覧ください。まず第2条では、傍聴の定員や一般と報道関係者と傍聴席を分けるということについて、第3条では、傍聴の手続きについて、第4条では、傍聴席に入場できない者について、第5条では、傍聴人となった時の遵守する事項を規定しております。第6条では、会議が非公開の場合の傍聴について、第7条では、傍聴人がこの要領に違反した場合の措置について規定しております。</p> <p>以上が傍聴要領(案)でございます。</p>   |
| [ 市 長 ]   | <p>八幡市総合教育会議傍聴要領(案)について、ご質問・ご意見がございますか。ないようでしたら、この要領も6月26日付で施行いたします。</p> <p>続きまして、資料4. の教育大綱イメージ(案)について説明をお願いします。</p>  |
| [ 事 務 局 ] | <p>改正法では、地方に、その地域の実情に応じて、地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する、総合的な施策の大綱を定める事が義務付けられておりますので、教育大綱を本市のものを策定していく作業になるわけですが、今日の会議では、大まかな、ザクツとしたイメージを図にしております。</p> <p>基本と考えておりますのは、第4次八幡市総合計画後期基本計画がベースとなっております。将来都市像、基本目標7点の内の第2点目の子育て、教育、文化芸術振興に係わる目標、そのさらに下には、施策体系の項目で、スポーツ、文化芸術と、教育の方は学校教育、就学前教育、青少年健全育成、生涯学習とそれぞれの取組が有りますので、その施策体系の項目からピックアップしたものを挙げております。</p> <p>大綱の文言、表現の中には、毎年度、学校教育及び社会教育の方針と目標を作成していただいておりますので、そういう中から大綱の中に取り入れたいと考えております。今日の会議では、大きなイメージ図という事でご協議いただけたらと思います。</p> |
| [ 市 長 ]   | <p>教育大綱イメージ(案)について、ご質問・ご意見がございますか。</p> <p>総体的にするのか、もう少し具体的に重点项目的に大綱を捉えるのか、という考えはしていますが。</p>  |
| [ 教 育 長 ] | <p>大綱として取り組む場合、大体5年というスパンで考えると、あまり細かい事に取り組むのも難しいと思います。</p>   |
| [ 委 員 長 ] | <p>毎年、「学校教育・社会教育の方針と目標」の詳細な見直しをしていますので、教育大綱では年度年度の細かいところに縛られることはないと思います。</p>   |
| [ 委 員 ]   | <p>今、だいたい仰った方向で、細かい部分は現段階では難しいと思いますが、5ヶ年・10ヶ年というスパンと努力義務で、長期的によい結果が出るのかなと思います。</p>   |
| [ 委 員 ]   | <p>委員長が仰ったように、毎年度「学校教育・社会教育の方針と目標」の詳細の見直しをしていますので、教育大綱では長期的な施策でいいと思います。</p>  |
| [ 委 員 ]   | <p>この大綱では、少し大まか過ぎるのではないかなと思います。将来的には、いくつ</p>   |



[ 市 長 ]

かの重点項目を柱としてあげた方が、個人的には良いのかなと思います。あとは、八幡市の学校教育における重点をいくつか挙げられていますけれど、そういうところで、毎年毎年変更されると複雑になりますが、いくつかの重点項目を柱として挙げて、当面八幡市の教育施策としては、こういう事を続けるという柱だてをして、それに相応しい文章化をする方が、個人的には良いと思います。

その辺をふまえて、教育大綱の策定を進めてください。

続きまして、3番目の八幡市の教育行政について、「平成27年度学校教育の重点」につきましての意見交換でございます。

私個人的に最近感じることは、卒業式・入学式での子どもたちの歩く姿が、固いような気がします。緊張による硬さなのかどうかと思っています。歩き方は、基本中の基本ですから、それも教えてあげないといけないのかなという気がします。余談になりますが、尺八の本に書いてあることですが、現代人は、江戸時代の楽曲の息が続かないらしいです。江戸時代当時の和服のスタイル時に、自然に身に付く呼吸法だそうですが、生活環境の変化で出来ない事が出てきているので、歩き方も大切だなと思いました。確かな学力の前に確かな体力が大事だと、ふと思いました。教育ではないけれども、そろそろ馬鹿にできないジャンルだと思います。

また、議会で市長の学力観は何かと聞かれたので、ヴィゴツキーの最近接発達領域論という、私が持っている小さな教育学概説の中で気に入っているのは、「かわいい子には、旅をさせろ」という理論です。

小学校4年生の生徒を、小学校6年のグループに入れました。そうすると、ついていける生徒と、ついていけない生徒がいる。それはどういう事か、ヴィゴツキーの最近接発達領域論でいうと、6年生の学力を支える最近接発達領域が、6年生の学力を支えるものがあるのかどうか、ということになるのですが、私は体験学習の必要性について、「かわいい子には、旅をさせろ」というのは、旅をさせて経験を踏まえさせることです。教育の基本は、体験にあると思っていますので、体験学習を中心に取組むべきだろうな、という主旨で答えさせていただきました。それ以後、同様の質問は無くなりました。

私の母は2年程城陽市の方で教員をしておりまして、算数が好きだったので、子どもたちに円周率をどの様に教えたかを尋ねたら、子どもたちに実際に円周と直径を測定させて、円周率を実際に算出させました。教育のベースは、体験にあると思っていますので、体験学習を中心に取組むべきだと思います。

学習支援員・スターディーサポート等を実施していますが、少なくとも教育現場には負担をかけていないわけで、物事を始めるのに教育現場に負担をかけるのと、現場が教育委員会を穿った見方をする事があるので、極力現場に負担をかけないように緊急雇用対策等を使いながら、現場の負担を軽減しています。

また、市で出来る事は限界がありますし、もう一つは、地域の教育というのが結構大きいと思っています。委員の皆様からも、この場で色々提議していただきたいと思っています。

[ 委 員 長 ]

こういう機会ですので、各委員も色々と思いがあってと思いますので、各委員の方々にも意見を言って頂いたらと思います。

[ 委 員 ]

私も教育委員としての立場は、ちょうど今月末で3年になります。私60歳までは、大阪の小中学校の教員をしておりまして、枚方市で3年間嘱託的な仕事をしていました。それが終わった時に八幡市から仕事の依頼があり、させていただいている仕事が、放課後学習の仕事です。ある子どもが指示がなかなか聞けない子ですが、ある日他の人より1級上の勉強がしたい（漢字検定・数学検定）というので、意欲をかけてその通りさせてみると毎回とても集中して学習しています。学習意欲は大きな要素です。学力向上は全市的な課題ですが、学力調査の結果は平均点を比べるものじゃなくて、



|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>[ 委 員 ]</p> <p>[ 市 長 ]</p> | <p>各学校の取り組みを振り返ることが課題だと思います。</p> <p>教育は、「人」だだと思います。この予算を見ると人件費が殆どを占めているということです。そのことに、大変努力して沢山予算を付けていただいております、改めてこの表の内容を拝見して感じますし、その成果が出ていると思います。</p> <p>現場からすると、目先の学力にどうしても目が行きがちですが、子どもたちからすると、意欲がないと参加しないので、意欲が出る領域まで導かないと学習が始まらないため、意欲管理をどのようにするかが重要です。</p> <p>また、外国人講師の派遣や、デジタル教科書の導入等グローバル化推進へのウェイトの置き方や、一時的な経費の導入についても関心があります。学力京都府下ナンバーワンを目指す八幡市が、どのような環境を整備するかも重要だと思います。</p> <p>有難うございました。</p> <p>本日はこれで終了します、ごくろうさまでした。次回は、11月に開催予定としますのでよろしくお願い致します。</p> |
|-------------------------------|--|